

令和3年2月

射水市議会臨時会議案説明書

議案第 1 号

令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 1 1 号）

以上 1 議案については、別途説明につき説明省略

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

専決処分第 1 号

令和2年度射水市一般会計補正予算(第10号)

別途説明につき説明省略

報告第 2 号

専決処分の報告について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
5	令和2年12月8日	<ol style="list-style-type: none">1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 55,060円2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名3 事由 市道陥没による車両破損事故 発生日 令和2年7月22日 場 所 射水市神楽町地内